

滋賀県多文化共生推進プラン（仮称）

2015-2019

骨子案

目 次

第1章	策定の背景と趣旨	
1	策定の背景と趣旨	1
2	策定の経緯	1
3	プランの位置づけ	2
4	計画期間	2
第2章	外国人住民の概況等	
1	滋賀県人口の推移	2
2	外国人登録者数の推移	3
3	相談・日本語教室等	6
4	外国人労働者等	7
5	教育関係	9
6	啓発等	11
第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1	多文化共生の意義	12
(1)	地域の活性化	
(2)	県民の異文化理解力や国際感覚の向上	
(3)	ユニバーサルデザインの地域づくりの推進	
(4)	市民活動団体と協働した地域づくりの推進	
(5)	外国人住民の人権尊重	
3	基本目標とプランの体系	
(1)	基本目標	12
(2)	プランの体系	13
第4章	多文化共生施策の展開	
1	こころが通じるコミュニケーション支援	13
(1)	地域における情報の多言語化	
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供	
2	安心して暮らせる生活支援	15
(1)	安心して働ける・暮らせる環境の整備	
(2)	教育環境の整備	
(3)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
(4)	災害時への対応	
(5)	生活安全における支援の充実	
3	活力ある多文化共生の地域づくり	19
(1)	地域社会に対する意識啓発	
(2)	外国人住民の自立と社会参画	
(3)	多様性を活かした地域づくり	

第1章 策定の背景と趣旨

1. 策定の背景と趣旨

社会経済のグローバル化、人口減少・高齢化が進むなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が増加し、滋賀県の外国人登録者数は、平成20年（2008年）末には32,292人でピークとなりました。これらの外国人住民は、多くが派遣や請負等の雇用形態で、製造業などで就業し、地域経済を支え、地域社会にも貢献してきました。

しかしながら、平成20年（2008年）秋以降の世界的な経済危機により製造業の現場で就労していた多くの外国人住民が職を失い、日本語能力の不十分なことなどから再就職が難しく、生活困難な状況におかれる人や帰国する人が増加し、平成25年（2013年）末現在、24,712人で減少傾向にあります。

一方、今後、「日本再興戦略」改訂2014で制度の見直しも検討されているアジア地域からの技能実習生や受入れ拡大が検討されている留学生、さらに国際結婚で「日本人配偶者等」の在留資格で生活する外国人配偶者などについては増加が予想され、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

こうした中、日本人住民と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まり、平成24年（2012年）7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となりました。

多文化共生（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）の社会づくりを推進することは、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会を実現することにつながると考えられます。

2. 策定の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成18年（2006年）3月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。

また、滋賀県では、平成19年（2007年）度に外部有識者による「しが多文化共生推進会議」を設置して、多文化共生を推進するに当たっての各分野における課題や施策の方向性などについて検討を行い、平成21年（2009年）11月に同推進会議から提言をいただきました。

これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、本県では、平成22年（2010年）4月に多文化共生社会の形成を推進することを目的とした「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

プランの策定後の経済・社会情勢の変化・課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状をふまえ、より実効性のあるプランとなるよう見直しを行います。

3. プランの位置づけ

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、民間企業、県民などの各主体が取り組む多文化共生の社会づくりの方向性を示す指針・計画となるものです。

4. 計画期間

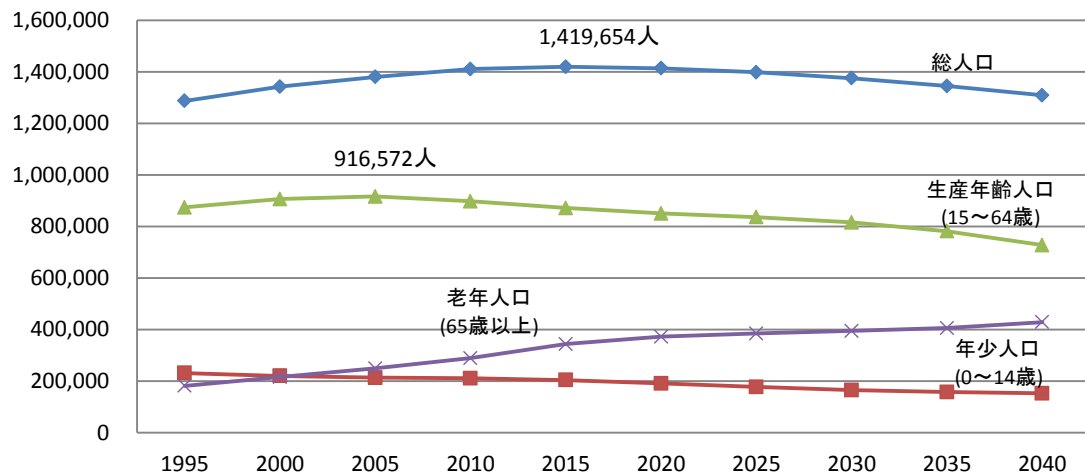
平成 27 年（2015 年）度から平成 31 年（2019 年）度までの 5 年間とします。

第 2 章 外国人住民の状況等

1. 滋賀県人口の推移

- 滋賀県の生産年齢人口は 2005 年（平成 17 年）より減少しており、人口は、2015 年（平成 27 年）をピークに減少が予想されます。

図 1 滋賀県人口の推移



（出典）総務省「国勢調査」（1995～2010）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（2015～2040）

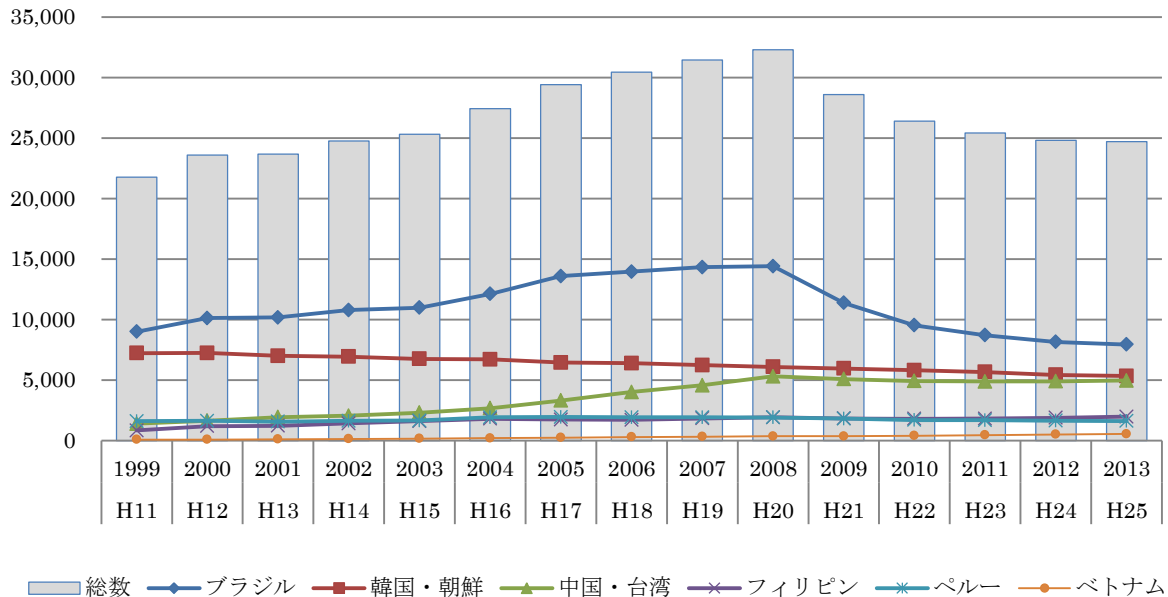
2. 外国人住民人口の推移

- 平成 25 年 12 月末現在、滋賀県の外国人住民人口は 24,712 人で減少傾向にあります。大きく減少しているのはブラジル国籍です。
- 在留資格別にみると「永住者」が人数および割合ともに増加しています。国籍別で見ると、ブラジルは、ほぼ「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）、韓国・朝鮮は約 87%は「特別永住者」、中国・台湾は約 36%が「身分に基づく在留資格」で、約 37%が「技能実習等」、フィリピンは約 90%が「身

分に基づく在留資格」となっています。

- 外国人住民の老年人口の割合は、日本人と比べるとかなり低いですが、高齢化は進んでいます。

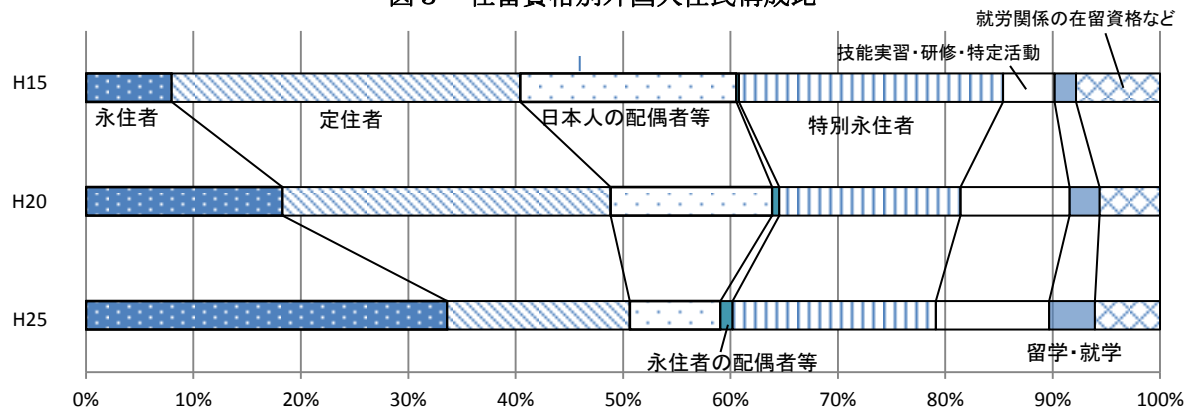
図2 国籍別外国人住民人口



(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)、滋賀県推計人口年報

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人住民登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

図3 在留資格別外国人住民構成比



(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)

(注1) 各年12月末現在

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表1 在留資格別外国人住民人口および構成比

			総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
H15	2003	人	25,310	2,021	8,219	5,087	60	6,225	1,213	507	1,978
		%	100	8.0	32.5	20.1	0.2	24.6	4.8	2.0	7.8
H20	2008	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
		%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25	2013	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
		%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)

(注1) 各年12月末現在

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

(注3) 住民基本台帳法の改正および外国人住民登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

表2 在留資格別・国籍別外国人住民人口および構成比(平成25年)

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
ブラジル	人	7,945	4,200	2,699	915	111	4	0	1	15
	%	100	52.9	34.0	11.5	1.4	0.1	0.0	0.0	0.2
韓国・朝鮮	人	5,339	356	34	130	14	4,654	5	136	10
	%	100	6.7	0.6	2.4	0.3	87.2	0.1	2.5	0.2
中国・台湾	人	4,974	1,256	120	342	44	9	1,827	631	745
	%	100	25.3	2.4	6.9	0.9	0.2	36.7	12.7	15.0
フィリピン	人	1,978	930	485	315	44	0	152	3	49
	%	100	47.0	24.5	15.9	2.2	0.0	7.7	0.2	2.5

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)

(注1) 平成25年12月末現在

表3 外国人住民および滋賀県人口の老年人口・割合

	H15 外国人住民	H20 外国人住民	H25 外国人住民	H25 滋賀県人口
総数	25,310	32,292	24,712	1,416,952
老年人口(65歳以上)	1,134	1,497	1,705	315,925
老年人口の割合(%)	4.5	4.6	6.9	22.3

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)、外国人住民:各年12月末現在

(出典) 滋賀県推計人口年報、平成25年10月1日現在、年齢不詳を除く

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人住民登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

表4 市町別外国人住民人口

	総人口 *注1	占める 割合 (%)	外国人住民人口 *注2								
			合計	ブラ ジル	中国・ 台湾	韓国・ 朝鮮	フィリ ピン	ペルー	ベト ナム	米国	その 他
総 数	1,416,952	1.74	24,712	7,945	4,974	5,339	1,978	1,633	551	384	1,908
大津市	341,468	1.20	4,101	194	793	2,200	188	126	33	126	441
彦根市	113,179	1.79	2,024	441	609	241	362	33	146	60	132
長浜市	121,753	2.64	3,213	1,781	467	111	200	257	35	30	332
近江八幡市	82,278	1.45	1,189	360	295	234	135	31	7	26	101
草津市	135,456	1.45	1,969	175	666	573	159	75	82	31	208
守山市	78,842	0.94	738	63	242	253	58	50	13	9	50
栗東市	65,793	1.58	1,038	292	215	246	60	139	7	15	64
甲賀市	91,458	2.85	2,605	1,128	400	288	256	280	108	16	129
野洲市	50,176	0.99	498	35	211	141	39	8	16	7	41
湖南市	54,116	4.12	2,232	1,101	189	356	67	361	20	10	128
高島市	50,904	0.88	449	31	106	254	17	2	4	15	20
東近江市	114,515	2.36	2,706	1,419	386	258	271	183	11	14	164
米原市	39,235	1.20	471	213	144	43	17	9	10	12	23
日野町	22,245	1.77	394	152	90	54	38	24	11	3	22
竜王町	12,467	0.98	122	13	52	28	8	1	0	0	20
愛荘町	20,701	3.64	753	478	60	54	76	51	7	7	20
豊郷町	7,586	1.56	118	64	25	1	12	1	7	2	6
甲良町	7,234	1.00	72	2	20	3	10	1	34	1	1
多賀町	7,546	0.27	20	3	4	1	5	1	0	0	6

(注1) 平成25年10月1日現在、(出典) 滋賀県推計人口年報

(注2) 平成25年12月末現在、(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

3. 相談・日本語教室等

- 県が開設する相談窓口での相談件数は、外国人人口の減少とともに減少はしているものの、外国人住民一人当たりの相談件数は平成 20 年秋の経済危機以前と比較すると、増加しています。
- 地域の日本語教室は増加傾向にあります。

図 4 相談件数および外国人住民人口の推移



(出典) 滋賀県および (公財) 滋賀県国際協会調べ

表 5 日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数

	機関・施設等数		教師数		学習者数
	大学等機関	一般の施設・団体	常勤・非常勤	ボランティア等	
平成 21 年 (2009 年)	6	11	37	169	704
平成 22 年 (2010 年)	3	15	50	178	883
平成 23 年 (2011 年)	5	19	51	190	745
平成 24 年 (2012 年)	4	17	27	195	576
平成 25 年 (2013 年)	5	23	48	257	1,017

(出典) 文化庁「国内の日本語教育の概要」、各年 11 月 1 日現在

(注) この実態調査は、文化庁文化語部国語課で知り得た日本語教育実施機関・施設等に調査票を送付し、そのうち回答のあった機関・施設等の数値を集計する方法で、実施されました。

4. 外国人労働者等

- 製造業に従事する割合が 64.5%と高く、また、派遣・請負事業所に就労しているものの割合も 51.1%で、不安定な就労形態が多いといえます。
- 外国人を雇用する事業所数は増加傾向にあり、外国人労働者数は平成 23 年をピークに減少していましたが、平成 24 年からは増加に転じました。
- 留学生は増加傾向にあり、県内企業に就職したと思われる留学生数も、平成 20 年に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

図 5 産業別外国人労働者数および割合

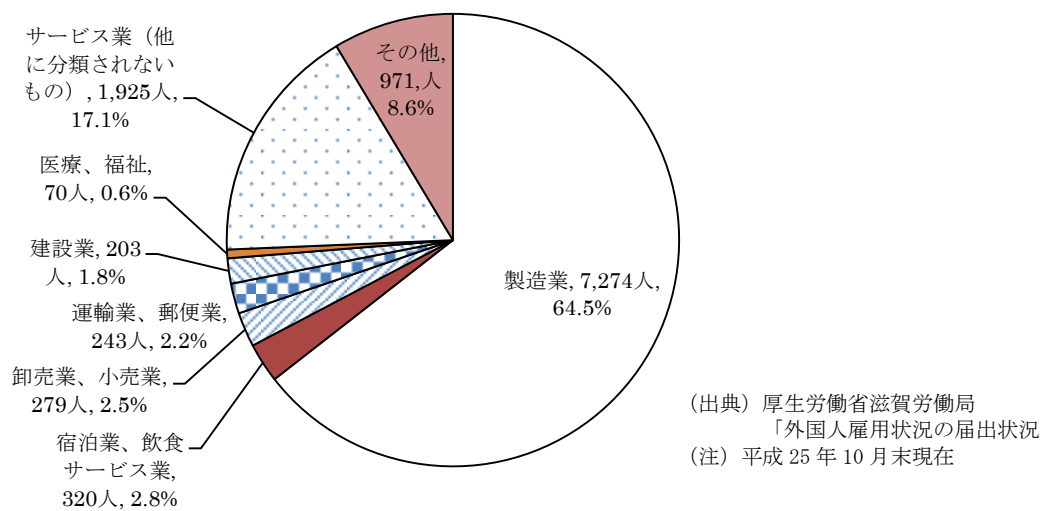
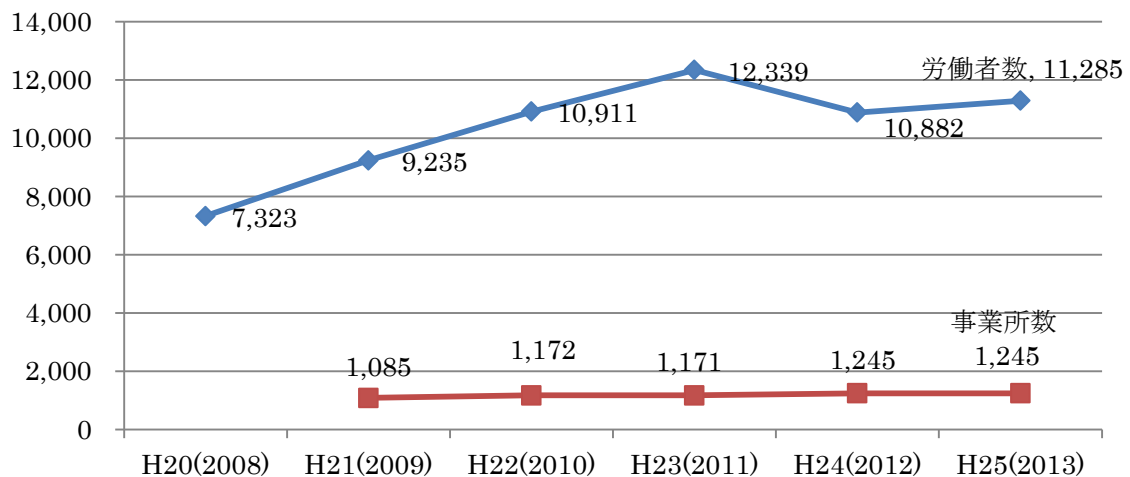


図 6 外国人労働者数・外国人雇用事業所数



(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」
(注) 各年 10 月末現在。平成 20 年事業所数は公表データなし。

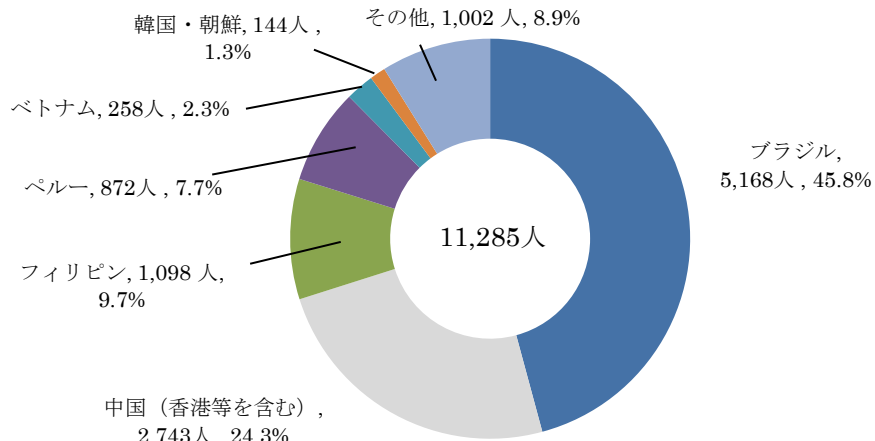
表6 派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数および比率

	外国人労働者数	
	うち派遣・請負事業所(人数)	[比率%]
H25(2013)	11,285	5,761 51.1

(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 平成25年10月末現在

図7 平成25年国籍別外国人労働者数および割合



(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 平成25年10月末現在

表7 留学生の就職先企業等の所在地別許可人員数

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
滋賀県	人員数	48	37	15	21	30	40
	留学生数	735	805	875	968	1,073	1,069
	就職率	6.5	4.6	1.7	2.2	2.8	3.7
全国	人員数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969
	留学生数	131,789	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605
	就職率	7.8	8.3	6.9	5.4	4.3	5.8

(出典) 人員数：法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」

(出典) 留学生数：法務省在留外国人統計、(注) 留学生数は在留資格「留学」の人数

(出典) 就職率：県国際室調べ、(注) 人員数÷留学生数×100

5. 教育関係

- 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、小学校では減少傾向にあるものの、中学校および高等学校では増加しています。平成24年の小・中学校と高等学校、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒数は975人で、平成16年からのデータの中では2番目に多い数となり、在籍学校数は147校で最も多くなっています。
- 日本語指導が必要な児童生徒数を母語別にみると、ポルトガル語が636人（65%）、スペイン語194人（20%）で、両言語で85%となっています。

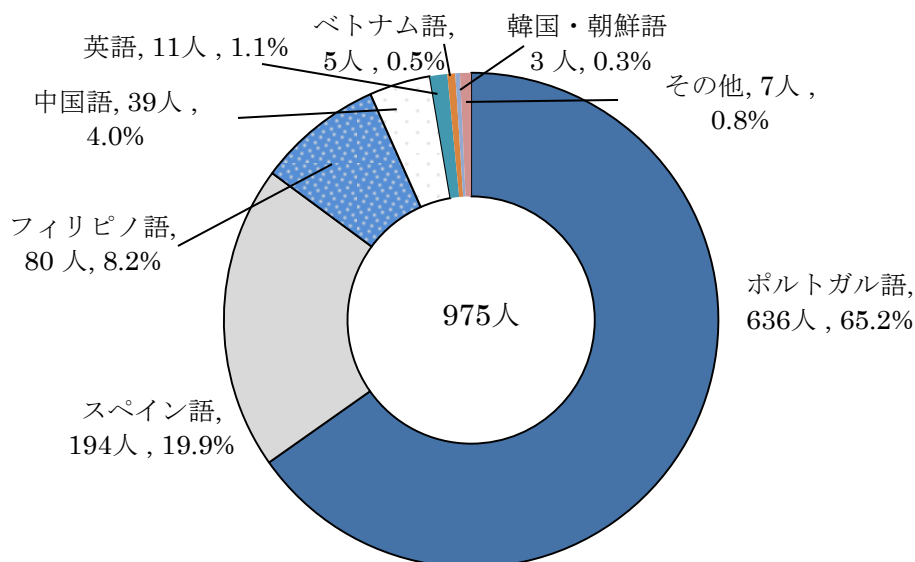
表8 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の学校種別在籍状況

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
H16(2004)	410	76	165	47	11	5	4	4	590	132
H17(2005)	505	79	171	41	17	3	3	2	696	125
H18(2006)	600	84	186	44	13	2	0	0	799	130
H19(2007)	659	88	201	43	22	4	0	0	882	135
H20(2008)	738	95	226	44	34	6	0	0	998	145
H22(2010)	627	92	239	39	35	7	4	4	905	142
H24(2012)	607	90	282	41	86	16	0	0	975	147

(出典) 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

(注) H16～22年各年9月1日現在、H24年5月1日現在

図8 平成24年(2012)日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

(注) 平成24年9月1日現在

表9 教員の加配・非常勤講師の派遣

		小学校	中学校	県立学校	備考
H21 年度 (2009)	加配教員	7	3	2	
	非常勤講師	58	19	-	
H22 年度 (2010)	加配教員	12	4	2	
	非常勤講師	57	17	-	
H23 年度 (2011)	加配教員	12	4	4	
	非常勤講師	56	20	-	
H24 年度 (2012)	加配教員	17	6	4	
	非常勤講師	50	20	-	
H25 年度 (2013)	加配教員	17	6	4	
	非常勤講師	49	18	-	

(出典) 滋賀県教育振興基本計画等に関する報告書

*非常勤講師の派遣基準

外国人児童生徒 2人以上週 4 時間、5 人以上週 6 時間、10 人以上週 9 時間、30 人以上の場合左記に加え週 9 時間

表10 支援員の派遣

	派遣数
平成 21 年度 (2009)	小・中・高等学校 12 校 9 人 述べ 88 回
平成 22 年度 (2010)	小・中・高等学校 12 校 8 人 述べ 41 回
平成 23 年度 (2011)	小中学校 52 校 延べ 1,561 回
平成 24 年度 (2012)	小中学校 51 校 延べ 1,593 回
平成 25 年度 (2013)	小中学校 46 校 延べ 1,298 回

(出典) 滋賀県教育振興基本計画等に関する報告書

表11 日本語能力と高等学校進学状況

	進学 (%)	就職等 (%)	調査対象人数
日常会話不可	58.1	41.9	31
学習用語・表現不可	67.5	32.5	206
読み書きに課題	82.8	17.2	262
通常授業理解可能	92.1	7.9	493

(出典) 2012 年外国人集住都市会議調査

(注) 外国人生徒進学率 82.7%

(注) 韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」または「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人生徒 (有効回答数: 1,010 人)

(注) 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体関係者が集まり、多文化共生への課題について考える会議です。滋賀県の長浜市、甲賀市、愛荘町を含む 26 都市が参加しています。

6. 啓発等

- 災害時外国人サポーター制度の登録ボランティア数は、着実に増加しています。
- 外国人住民の人権に関する啓発については、「現状の取り組みでよい」と答えた人が多いですが、取り組むべき課題はあり、引き続き啓発事業等を通じ理解を深めることが必要と考えられます。

表 1 2 災害時外国人サポーター登録者数の推移

	H20(2008)	H21(2009)	H23(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
登録者数	12	24	31	40	52	53

(出典) 滋賀県国際協会調べ

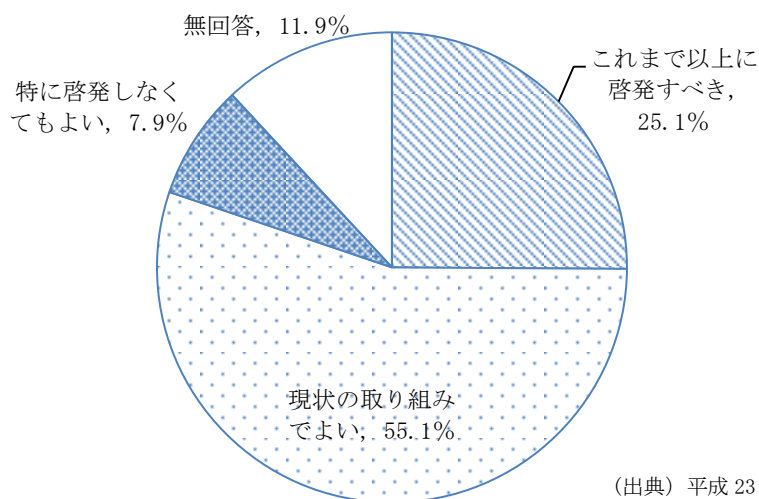
(注) 各年度末現在

表 1 3 県内で実施した啓発事業（防犯教室や交通安全教室など）実施回数

	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
実施回数	35	35	57	47	43
参加外国人数	437	380	494	501	474
参加者国籍	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル、 ペルー、 ベネズエラ	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル、 バングラディシュ、 フィリピン	韓国、中国、 台湾、モンゴル、 タイ、ベトナム、 マレーシア	韓国、中国、 ベトナム、 インドネシア、 フィリピン、 モンゴル、 ブラジル

(出典) 警察本部

図 9 今後の人権啓発についての考え方（外国人の人権）



(出典) 平成 23 年度人権に関する
県民意識調査

第3章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

1. 多文化共生の意義

(1) 地域の活性化

- ・地域の日本人住民と外国人住民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、さまざまな活動に共に参加し、協力することにより、地域の一層の活性化や発展が可能となります。

(2) 県民の異文化理解力や国際感覚の向上

- ・地域住民の異文化を理解する能力の向上や豊かな国際感覚を身につけた若い世代の育成が可能となります。

(3) ユニバーサルデザインの地域づくりの推進

- ・多文化共生の社会づくりを推進することは、年齢や性別、文化や言語、能力の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどを創っていきこうというユニバーサルデザインの地域づくりの推進にもつながります。

(4) 市民活動団体と協働した地域づくりの推進

- ・NPOなどの市民活動団体と行政とが協働することにより、両者の機能を発揮し合いながら多文化共生の地域づくりを進めていくことができます。

(5) 県民の人権意識の高揚

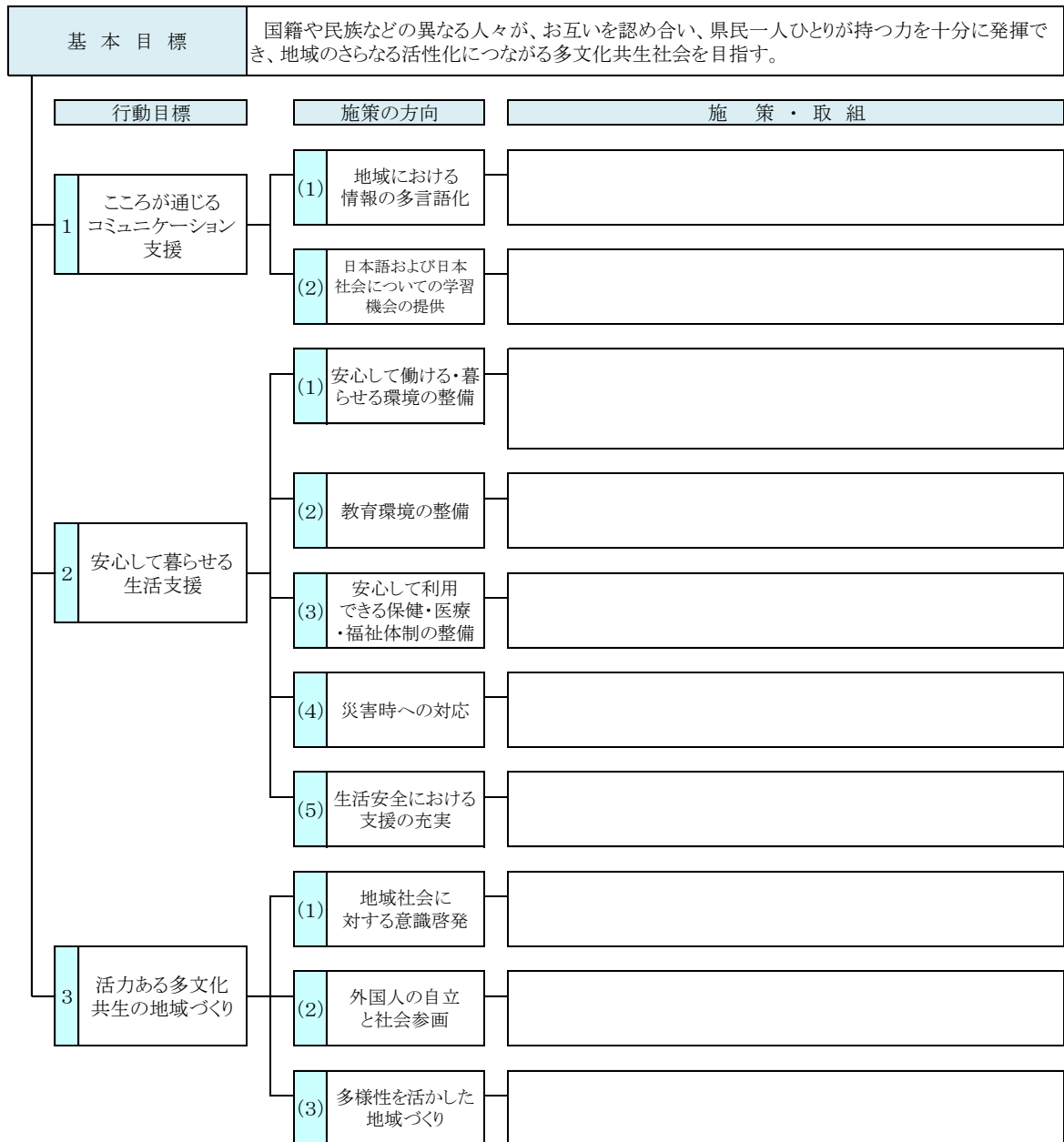
- ・多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」などに規定された外国人住民を含めたすべての県民の人権尊重、人権意識の高揚に資するものです。

2. 基本目標と体系

(1) 基本目標

国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指します。

(2) プランの体系



第4章 多文化共生施策の展開

1. こころが通じるコミュニケーション支援

(1) 地域における情報の多言語化

◆現状と課題◆

外国人住民は、言葉の問題から、地域住民とのコミュニケーションが図れない、生活に必要な知識や情報を得られない場合があります。そのため、行政サービスを受けられず、また、住民としての義務を果たせない状況も見られます。

県や市町では、印刷物やウェブページなどを通じ多言語での情報発信に努めていますが、滋賀県には、平成 25 年（2013 年）末で 87 カ国 1 地域出身の外国人住民が生活しており、今後は、言語ニーズの多様化や滞在期間の長期化・定住化により日本語がある程度理解できる外国人住民が増えることなどが予想され、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」や漢字にふりがなを付けることなどの検討も必要です。

また、外国人住民の滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人住民が抱える問題は、生活相談から子どもの教育や医療など多岐にわたっています。相談窓口から、入国管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の公的機関等に繋ぐ必要のある事例もあり、外国人通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、幅広く連携した支援体制が必要となっています。

◆施策の方向◆

- 外国人住民の生活に必要な情報や、外国人住民に周知する必要があると考えられる情報を中心に、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。
- 外国語による対応ができるよう外国人通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、相談体制の充実を推進します。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、また、さまざまな主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

（2）日本語および日本社会についての学習機会の提供

◆現状と課題◆

外国人住民が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

多くの外国人住民が、日本語や日本社会などについて、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、外国人住民の日本語学習などの支援はもとより、外国人住民にとっての安心できる居場所、生活に必要な情報を収集する場でもあります。そして、日本語教室で学習する外国人住民と地域コミュニティとをつなぐ、架け橋的な役割も果たしています。

一方、日本人住民にとっても、日本語教室は、外国人住民から、直接、異文化や外国語などを学び、交流を深める機会ともなっています。

日本語教室は、ボランティアが運営の中心となり、市町や国際交流協会、市民活動団体などが、外国人住民に対し日本語学習の機会を提供していますが、人材確保や育成、学習者の確保や非定着など様々な悩みや課題もあります。

外国人学習者の国籍等は、ブラジル、ペルー、中国、韓国等に加え、近年は、タイ、ベトナム、インドネシアなどアジアからの外国人技能実習生が増加しています。

◆施策の方向◆

- 外国人住民に対し、日本語や日本社会などの学習の必要性に対する理解を促進し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 日本語や日本社会についての学習機会などに関する情報を幅広く提供します。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人住民のニーズを収集するなどの連携を推進します。

2. 安心して暮らせる生活支援

(1) 安心して働ける・暮らせる環境の整備

◆現状と課題◆

外国人労働者は、派遣や業務請負といった形態で製造業の現場などの非熟練労働に従事するケースが比較的多く、短期間で転職する場合も少なくありません。また、職業能力（資格等保有）や日本語能力が低い外国人労働者は、失業後の離職期間が長くなる傾向があります。

外国人労働者や雇用する事業所の中には、社会保険料の負担を嫌い、社会保険に加入していない場合もあり、このため、外国人労働者やその家族が病気やけがをしても、無保険であることから、医療機関での受診が遅れたり、高額な治療費が未払いになったりするなどの問題が生じています。

また、外国人住民が民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であることを理由に入居を拒否されたりする事例があります。

一方、国において期間延長や業種の拡大などが検討されている技能実習生については、受入れ企業等が用意する寮などの住居に居住し、その企業で技能実習（雇用契約に基づく）が行われるため、地域社会との接点も少なく、技能実習制度に関する知識も十分でない場合もあります。また、受入れ企業では不適切な賃金の支払いなど労働関係法令が遵守されていない場合があります。

◆施策の方向◆

- 多様な媒体を活用して多言語による生活情報等を提供する中で、労働関係の相談や情報の提供についても一層の充実を図ります。
- 外国人住民が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人住民を対象とした職業訓練を推進します。
- 外国人労働者の就労や技能実習生の実習について、関係団体等と協力して、適正雇用を推進するとともに、多文化共生の理解促進を図ります。
- 技能実習生が地域住民との交流や地域の日本語教室で学習等することは、孤立を防ぐとともに、実習意欲の向上にもつながると考えられます。また、草の根の国際協力・交

流の視点としても、イベント等を通じた国際交流協会や地域住民との交流を支援します。

- 外国人住民の賃貸住宅等への入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体（市民活動団体など）と連携して誰もが入居しやすい環境づくりを推進します。

（２）教育環境の整備

◆現状と課題◆

国は、外国人住民が子どもを公立の義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、無償で受入れ、教科書の無償給付や就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。

地域の国際化の進展により、日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、平成 24 年（2012 年）9 月 1 日現在、975 人で、小学校では、平成 20 年の経済危機以降、減少傾向にあるものの、中学校や高等学校では増加しています。在籍する公立学校数は 147 校で増加しています。

外国人児童生徒は、生活をおくるために必要な日本語の習得や、さらに学習を理解するために必要な日本語を習得する必要があるため、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながる場合があります。また、このことは、高等学校等への進学などの将来の進路にも大きく影響していると考えられます。

就学前の子どもについても、就学前の過ごし方が、就学後にも大きく影響することから、保育園・幼稚園等への外国語が話せる支援員の派遣が行われるなど、環境整備が進められています。

一方で、日本人児童生徒は、多様な価値観や文化を受け入れ、お互いを理解し、尊重しあう、多文化共生の理念を理解し、行動することが求められます。

また、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報不足など様々な理由で学齢期にありながら就学していない子どもは、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍および指導状況等調査」によると、平成 24 年（2012 年）5 月 1 日現在、17 人が確認されています。

◆施策の方向◆

- 外国人児童生徒に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、児童生徒の母語による学習サポートなどを行います。
- 外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導などに関する研修を充実させ、質の向上や多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚を養うことや、異文化を理解し、能力の向上に努めます。
- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、「進路ガイダンス」や高等学校進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人児童生徒やその保護者に対し、進学のための情報提供を行います。
- 不就学を解消するため、学校での受入れ体制の整備や不就学の子どもやその保護者の

就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組みを推進します。

- 外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。
- 外国人児童生徒は、学校のみでなく、地域の様々な場面で学び、育っています。児童生徒の学習をより充実させ、学校と地域社会の両方で見守るため、外国人児童生徒を対象とした日本語指導、学習支援、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などと学校の連携を促進します。

(3) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

◆現状と課題◆

外国人住民には、地域で受けることができる保健や福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくいという課題などがあり、また、将来の見通しが不確定なことなどもあり、結果、保健・福祉サービスを受けていなかったり、年金や健康保険などの未加入等の問題もあります。

また、日本語の理解が十分でない外国人住民が、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報は、ホームページ等を通じて情報提供されていますが、外国語での対応ができる医療機関は限られているのが現状です。

しかしながら、多言語医療通訳ネットワーク整備事業等を通じ、現在、県内3病院に医療通訳が配置され、医療通訳が定着しつつあります。

一方、外国人住民の滞在期間の長期化・定住化が進むにつれ、外国人住民も日本人住民と同様に高齢者や障害者などに対する福祉サービスを受ける機会が増えると考えられます。

◆施策の方向◆

- 外国人住民も安心して生活が送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報や感染症等に関する情報の提供の充実に努めます。
- 外国語対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、多言語医療通訳ネットワーク整備事業などを通じ、医療機関の多言語通訳ネットワークの整備を支援します。
- 外国人住民が地域社会から孤立しないよう、福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者とも連携を促進します。

(4) 災害時への対応

◆現状と課題◆

日本で起こる災害経験の少ない外国人住民は、防災に対する認識が十分でなく、緊急時への備えも不十分である場合が多くみられます。また、防災訓練などへの参加も十分ではない状況です。

また、災害時には、言語や文化、慣習の違いから、避難所等では日本人住民以上に厳しい状況となることが考えられます。

このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援の制度の周知など、外国人住民特有の災害対策が求められます。

◆施策の方向◆

- 災害時など緊急時において外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画に外国人住民について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 平時から外国人住民に対して、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、地域における防災訓練への外国人住民の参加を促進し、防災訓練の実施にあたって、外国人住民への対応を想定した訓練実施に努めます。
- 災害時には、県は、(公財)滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応、市町へ災害時外国人サポーターの派遣や翻訳、相談窓口の支援を行います。
- 平時から災害ボランティアセンターなどの関係機関とのネットワークを構築し、支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

(5) 生活安全における支援の充実

◆現状と課題◆

外国人住民は、日本人住民と共に働き、学ぶなどし、地域社会で生活している中で、犯罪の当事者(加害者および被害者)となることもあります。

外国人住民による交通事故も発生していますが、その原因としては、交通関係法規の違いや、日本語の理解が不十分であることによる道路標識の理解不足などが考えられます。

言語や法律、習慣などの違いにより、外国人住民が犯罪の当事者(加害者および被害者)となる事件をなくすため、警察による啓発活動や違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、犯罪実態に応じた地域安全活動が求められています。

◆施策の方向◆

- 外国人住民が文化や生活習慣などのちがいを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者(加害者および被害者)にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人住民などと連携しながら推進します。
- 外国人住民が交通事故の当事者(被害者および加害者)にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。

3. 活力ある多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

◆現状と課題◆

言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、地域では、誤解や意見の相違によるトラブルが生じています。

日本人は、外国人とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、地域における外国人住民との交流も十分進んでいないのが現状です。

その一方で、外国人住民も、日本語によるコミュニケーション能力が不足し、また、地域情報が十分に届いていないことなどから、日本人住民との交流や地域社会への参加ができない場合も多く、地域社会にとけ込めず孤立しがちです。

また、外国人住民の中には、在日韓国・朝鮮人などのオールド・カマーと呼ばれる人々や入管法改正を機に大幅に増加した南米出身の日系人を中心としたニュー・カマーと呼ばれる人々など、さまざまな文化や宗教、民族、歴史的背景を持つ外国人住民が生活するようになっています。

◆施策の方向◆

- 日本人住民と外国人住民との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、地域住民、企業、市民活動団体などに対して、さまざまな機会をとらえて継続的に啓発を行います。
- 日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するため、イベントなど交流の場づくりを支援します。
- 多文化共生社会を推進するには、国際感覚を磨く必要があり、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。
- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会をめざし、県民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。

(2) 外国人住民の自立と社会参画

◆現状と課題◆

地域では、自治会、まちづくり協議会、PTA、ボランティア団体などによりさまざまな活動が行われています。しかし、これらの活動に参加する外国人住民も増え始めてはいますが、多いとはいえません。外国人住民が地域活動に参画しやすくするための環境整備が課題となっています。

日本人住民は、外国人住民を同じ地域で暮らす仲間・パートナーとして受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する努力も必要です。

その一方で、外国人住民は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極的に参画し、日本人住民との交流を図るなど、地域社会にとけ込む

努力が必要です。

◆施策の方向◆

- 日本人住民と外国人住民が互いを認め合い、同じ地域で共に暮らす仲間・パートナーとして、参画することができる地域づくりをめざします。
- 日本語が十分理解できない外国人住民にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 外国人住民と共に暮らす多文化共生社会においては、日本人住民は、「外国の言葉や文化を学ぶ機会が増える」と思っている人が多くいます。外国人住民から言葉や文化を学ぶ機会を増やすなど、外国人住民が持つ異なる文化や言語などを通じた社会参画を促進します。

(3) 多様性を活かした地域づくり

◆現状と課題◆

滋賀県には、平成 25 年（2013 年）末で、87 カ国 1 地域出身で 2 万 4 千人を超える外国人住民が生活しています。

外国人住民が持つ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性は、地域の活性化やグローバル化の推進など、様々な分野で地域の発展に貢献できると考えられ、外国人住民が活躍できる地域社会づくりの推進が必要と考えられます。

◆施策の方向◆

- 外国人住民が、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を通じ、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。